市民税・都民税の公的年金からの引き落とし（特別徴収）について

特別徴収1年目の方・昨年途中で納付書または口座振替（普通徴収）になった方

①引き落とし（特別徴収）の対象となる方＝27年中に公的年金の支払いを受けた方で、28年4月1日現在、公的年金からの引き落としの対象となる老齢基礎年金などの支払いを受けている65歳以上の方。ただし、次の方は引き落としの対象者になりません

▼1月1日以降、市内に住所を有しない方（転出、死亡者など）▼老齢基礎年金などの支給額が年18万円未満の方▼介護保険が引き落とし（特別徴収）されない方▼前年が給与所得者で4月1日から公的年金などの受給者になった方▼障害年金・遺族年金のみを受給している方（課税対象にならないため）

②引き落とし（特別徴収）の開始時期＝28年10月支給分から

③引き落とし（特別徴収）の対象となる年金＝老齢基礎年金、老齢厚生年金、退職共済年金など

④引き落とし（特別徴収）の対象となる市民税・都民税＝対象となるのは公的年金の年金所得に係る市民税・都民税のみです。年金所得の他に給与所得、不動産所得など他の所得がある場合、これらの所得に係る市民税・都民税は従来通り、給与での特別徴収、納付書または口座振替（普通徴収）による納付となります

⑤公的年金からの徴収方法＝6月・8月は納付書または口座振替（普通徴収）、10月・12月・2月は公的年金からの引き落とし（特別徴収）になります（左下表1参照）

特別徴収2年目以降の方

「引き落としの対象者」「引き落としの対象となる年金」「引き落とし対象となる市民税・都民税」については1年目の方と同様です。

①引き落とし（特別徴収）の開始時期＝28年4月支給分から

②公的年金からの徴収方法＝27年度が公的年金からの引き落としで、28年度も引き続き、引き落としの場合は、28年4月支給分の公的年金からの引き落とし（仮徴収）となります（左下表2参照）

特別徴収1年目、2年目以降の方共通事項

◎仮徴収・特別徴収とは

市民税・都民税は、市民税・都民税納税通知書で決定となり、7月に年金保険者（日本年金機構など）へ市民税・都民税の公的年金からの引き落とし（特別徴収）を依頼します。このため4月・6月・8月分は仮徴収となり、前年度の2月に公的年金から引き落とし（特別徴収）された金額と同額を、公的年金から引き落とし（特別徴収）します。10月・12月・2月分は、その年度の市民税・都民税額からこの仮徴収分を差し引いた金額を、公的年金から引き落とし（特別徴収）します。

◎引き落とし（特別徴収）が中止となる場合があります

引き落とし（特別徴収）開始後、公的年金などの支給停止などが発生した場合は、引き落としが中止となり、納付書または口座振替（普通徴収）による納付となります。

65歳未満の公的年金などの受給者の方へ

65歳未満で公的年金などの所得と給与所得があり、給与所得の市民税・都民税が給与から天引き（特別徴収）されている方は、公的年金などの所得と併せて給与からの天引きにすることができます。希望する方は、勤務先の担当者に申し込んでください。勤務先からの特別徴収への切り替え申請に基づき、市課税課で処理を行います。

なお、給与所得に係る市民税・都民税の納付方法が納付書または口座振替（普通徴収）の方は、取り扱いの変更はありません。

詳しくは課税課市民税係☎470・7777（内線2333～2337）へ。

表1　公的年金からの市民税・都民税の引き落とし（特別徴収）を開始する年度の徴収方法

例　年金に係る税額が1万2,000円の場合

徴収の方法	普通徴収（納付書または口座振替）	特別徴収（年金からの引き落とし）
納期・年金支給月	6月・8月	10月・12月・2月
納付額	年税額の2分の1（6,000円）	年税額の2分の1（6,000円）
	各月3,000円	各月2,000円

表2　公的年金からの市民税・都民税引き落とし（特別徴収）2年目以降の徴収方法

例　年金に係る税額が1万7,000円で2月に徴収した額が3,000円の場合

徴収の方法	特別徴収（仮徴収）	特別徴収（本徴収）		
年金支給月	4月・6月・8月	10月	12月	2月
納付額	前年度の2月と同額	年税額から仮徴収分を引いた額		
	各月3,000円	2,800円	2,600円	2,600円

※公的年金からの市民税・都民税の引き落とし（特別徴収）を開始する年度と、引き落とし（特別徴収）が継続する年度では徴収方法が異なります。

29年度税制改正の主な内容をお知らせします

給与所得控除の見直し

給与所得控除の見直しが行われ、給与所得控除の上限額が段階的に引き下げられることになりました（左表3参照）。

表3　給与所得控除の上限額

適用時期	現行	29年度（28年分）	30年度（29年分）以降
上限額が適用される給与収入額	1,500万円	1,200万円	1,000万円
給与所得控除の上限額	245万円	230万円	220万円

日本国外に居住する親族に係る扶養親族などの書類の添付義務化

所得税の確定申告や市民税・都民税の申告において、扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除、障害者控除の適用を受ける方は、親族関係書類および送金関係書類を添付または提示することになりました。

◎親族関係書類　次の①・②のいずれか

①戸籍の附票の写し、その他国または地方公共団体が発行した書類で、国内に住所を有しない者が扶養控除などの適用を受ける者の親族であることを証するものおよび親族の旅券の写し

②外国政府などが発行した書類で、国内に住所を有しない者が扶養控除などの適用を受ける者の親族であることを証するもの

◎送金関係書類　外国送金依頼書の控えまたはクレジットカード利用明細書など、親族へ支払いが行われたことを明らかにする書類

公的年金からの特別徴収制度の見直しが行われました

◎徴収税額の平準化

仮特別徴収額（前半期の4月・6月・8月に公的年金から特別徴収される税額）と本徴収税額（後半期の10月・12月・2月分）について、見直しが行われました（上表4参照）

◎税額変更があった場合の特別徴収の継続

10月1日以後に特別徴収税額が変更された場合は、12月分と29年2月分の徴収額を調整することで特別徴収が継続されることになりました

詳しくは課税課市民税係☎470・7777（内線2333～2337）へ。

表4　公的年金からの特別徴収制度 改正前と改正後

徴収月	前半期 4月・6月・8月	後半期 10月・12月・2月
改正前の税額 28年度まで	前年度の2月と同額	各月、公的年金等に係る税額から4月～8月の仮徴収税額を差し引いた額の3分の1
改正後の税額 29年度から	各月、前年度の公的年金等に係る年税額の6分の1	各月、公的年金等に係る税額から4月～8月の仮徴収税額を差し引いた額の3分の1

軽自動車税の税制改正について

税制改正によりグリーン化特例（軽課）の適用期限が1年延長されました。

これにより28年4月～29年3月に新車登録した三輪、四輪の軽自動車で、次の基準を満たす車両については、29年度の軽自動車税に限り、グリーン化特例（軽課）が適用されます（左表参照）。

※28年度にグリーン化特例（軽課）が適用された車両は29年度の対象ではありません。

詳しくは課税課市民税係☎470・7777（内線2331・2332）へ。

グリーン化特例による税率

区分			税率			
			標準税率	（ア）	（イ）	（ウ）
軽自動車	四輪以上 乗用	営業用	6,900円	5,200円	3,500円	1,800円
		自家用	1万800円	8,100円	5,400円	2,700円
	四輪以上 貨物	営業用	3,800円	2,900円	1,900円	1,000円
		自家用	5,000円	3,800円	2,500円	1,300円
	三輪		3,900円	3,000円	2,000円	1,000円

（ア）17年排出ガス基準75％低減達成（★★★★）で、乗用が32年度燃費基準達成車、貨物が27年度燃費基準＋15％達成車

（イ）17年排出ガス基準75％低減達成（★★★★）で、乗用が32年度燃費基準＋20％達成車、貨物が27年度燃費基準＋35％達成車

（ウ）電気自動車、天然ガス軽自動車（21年排出ガス10％低減）

※（ア）（イ）は、揮発油（ガソリン）を内燃機関の燃料とする軽自動車に限ります。各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

事業主の皆さんへ 29年度から個人住民税の特別徴収を徹底します

都と都内62市区町村では、29年度から個人住民税の特別徴収を徹底します。

特別徴収とは

従業員の個人住民税は、事業主が従業員に代わり、毎月給与から差し引き、納入する「特別徴収」が原則となっています。

なお、従業員が常時10人未満の場合は、従業員が居住する市区町村に申請書を提出し、承認を受けることで、年12回の納期を年2回にすることができる「納期の特例」の制度があります。

特別徴収の利点

特別徴収にすると、所得税のように税額の計算や年末調整をする手間が掛かりません。

詳細は都主税局ホームページ「個人住民税の特別徴収推進ステーション」（http://www.tax.metro.tokyo.jp/kazei/tokubetsu/）をご覧ください。

詳しくは課税課市民税係☎470・7777（内線2333～2337）へ。

保育サービスの施設整備・運営及び提供体制などについて（その3）

市では、29年度末までに向けた待機児童解消策を計画的に進めるとともに、施設の老朽化が進んでいる市立保育園の当面の方向性を示すため、「東久留米市保育サービスの施設整備・運営及び提供体制に関する実施計画」（以下、「実施計画」）を策定しています。

この実施計画の概要や保育サービスの施設整備・運営及び提供体制などについて、過去2回にわたり連載してきましたが、今回が最終回となります。

市立保育園の民間化の効果など

前回の連載（広報9月15日号）では、施設の老朽化の程度なども踏まえ、市立保育園を閉園し、民間サービスへの転換を図ることを市立保育園の民間化と定義することについてお知らせしました。

この考え方に基づいて実施計画を推進し、市立保育園の民間化を行うことによって、次の効果が期待できます。

・民間活力へ転換を図ることで、多様なニーズに応える保育サービスが提供でき、保護者の選択肢の拡大が図れる

・保育園の運営にかかる経費の縮減が図れる（左表参照）

・市立保育園を閉園することで、施設の老朽化への対応といった課題が解決できる

こういった取り組みの中、喫緊の課題である保育園の待機児童解消に向けて、今年度予算では、私立保育園施設整備費や小規模保育施設の給付費などについて、昨年度予算と比較し、大きく増額しており、子ども・子育て支援にも重点を置いた予算編成を行っているところです。

詳しくは子育て支援課☎470・7745へ。

保育所の運営にかかる経費【児童1人当たり市費負担額（年額）】

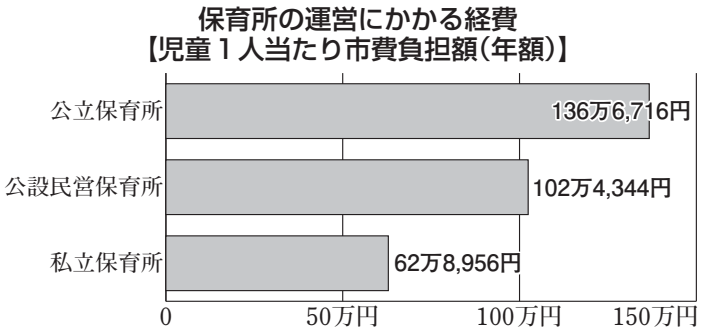

※26年度決算額です。
※公立保育所6園、公設民営保育所3園、私立保育所8園が対象です。
※児童1人当たりの市費負担額（年額）を算出するに当たり、公立分（公設民営および管外公立分含む）の国負担金は一般財源化されたため、理論値として計算しています。